

独立行政法人国立公文書館友の会規則

平成27年9月 1日 館長決定
最終改正 平成28年2月 15日 館長決定

(目的)

第1条 「国立公文書館友の会」(以下「友の会」という。)は、歴史公文書等の保存及び利用等の促進に資することを目的とし、独立行政法人国立公文書館(以下「館」という。)の諸事業への参加等を通じ、国民共有の知的資源である歴史公文書等の意義に関する理解と関心を深める。

(会員資格)

第2条 会員は、前条の目的に賛同し、入会の申込みを行い、第4条に規定する年会費を納めた者とする。

- 2 会員資格の有効期間(以下「会員期間」という。)は1年間又は3年間とし、会員期間が1年間の場合は入会手続後、会員特典として最初に送付する広報誌の発行日から1年後の前月末までとし、3年間の場合は入会手続後、最初に送付する広報誌発行日から3年後の前月末までとする。

(会員証)

第3条 友の会は、会員に対し、氏名、会員期間等を明記した会員証(別紙様式)を発行する。

- 2 会員証は、記名本人に限り使用できるものし、他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 3 会員証を紛失した場合、所定の手続によりこれを再発行する。

(会費)

第4条 友の会の会費は、下記のとおりとする。

1 年会員 1,000円 3年会員 2,700円

- 2 会費は入会申込と合わせて、現金で第12条の規定に基づく友の会事務局まで持参、又は最寄の金融機関から指定する口座に振り込むものとする。
- 3 原則として、納入された会費の払い戻しは行なわない。
- 4 会費の取扱いについては別に定めるものとする。

(会員の特典)

第5条 友の会の会員の特典は、以下のとおりとする。

- (1) 館主催特別展示会の解説目録(有料)の無料送付
- (2) 館主催等特別展示会の音声ガイド(有料)の無料引換券の送付
- (3) 館主催会員向けイベントへの参加
- (4) 館主催イベントの優先案内

- (5) 広報誌等の送付
- (6) その他館長が定めるもの

(更新、退会)

第6条 会員は、第2条に規定する会員期間の満了日までに所定の更新手続を行なうことにより、会員期間を更新することができる。

- 2 会員は、申出によりいつでも退会することができる。この場合においては、速やかに会員証を返却するものとする。
- 3 第1項に規定する期間内に所定の更新手続を行なわなかった会員については、会員期間満了日をもって退会したものとみなす。

(申込事項の変更等)

第7条 会員は、住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更があった場合は、直ちに友の会に報告し、所定の変更手続を行なわなければならない。

- 2 前項の規定による報告がないために生じた会員の不利益又は損害については、友の会は一切の責任を負わない。

(会員資格の停止及び取消し)

第8条 友の会は、会員が次の各号の一に該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の資格を停止し、又はこれを取り消すことができるものとする。なお、これにより、当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、友の会は一切責任を負わない。

- (1) 友の会及び館の運営を妨害する行為があった場合
- (2) 入会申込内容に虚偽があった場合
- (3) 公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行なった場合
- (4) 他の会員又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益を与える行為を行った場合
- (5) 第4条に規定する会費の支払いを怠った場合
- (6) この規則に違反する行為があった場合
- (7) その他会員として不相当であると館が認める場合

(個人情報の取扱い)

第9条 友の会は、会員の個人情報を、「独立行政法人国立公文書館の保有する法人文書に係る個人情報管理規程（平成17年3月25日規定第5号）」に従って、取り扱うものとする。

(サービス内容の変更)

第10条 友の会は、第5条に規定する会員向けのサービス内容を変更する場合

には、2週間前までに、友の会ウェブサイトへの情報の掲載、郵送での案内等により、会員に通知するものとする。

(サービスの中断及び運営の停止)

第11条 友の会は、次の各号の一つにでも該当することが生じた場合、会員への予告なしに、サービスを中断し、又は友の会の運営を停止することができる。

- (1) 館がその運営を維持するために、緊急の作業を行なう場合
- (2) 館が天災、人災等による被害を被った場合
- (3) その他非常事態が起こった場合

(事務局)

第12条 友の会の事務局を館総務課に置き、入会、経理等の事務は総務課が行なうものとする。

(規則の改正)

第13条 友の会は、この規則を改正する場合には、2週間前までに、友の会ウェブサイトへの情報の掲載、郵送での案内等により、会員に通知するものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、友の会の運営等に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年2月15日から施行する。

別紙様式

友の会会員証（カード）

表面

会員番号：○○○○○○○○○

（氏名）○○ ○○

区分：○年会員

期限：-----年--月--日～-----年--月--日

（QRコード）

裏面

1. 友の会イベントでは本人確認のため、本カードの提示が必要です。
2. 展示会等でご来館するに際は、カードの提示は必要ありません。
3. このカードは、閲覧カードとしては利用できません。
4. このカードは、本人以外は使用できません。
5. カードの紛失や破損、記載事項の変更があった場合、また、このカードを拾得された場合は、下記連絡先まで申し出てください。

※友の会については、下記連絡先または当館ホームページにてご確認ください。

【東京本館】

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園 3-2

TEL 03-3214-0621(代表) URL <http://www.archives.go.jp/>

横 8.5cm × 縦 5.3cm